

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

|            |               |                |       |
|------------|---------------|----------------|-------|
| 商号又は名称     | 株式会社夢工房       | 代表者氏名          | 徳永 治夢 |
| 主たる営業所の所在地 | 福山市横尾町二丁目8番9号 |                |       |
| 許可番号       | -             | 許可を受けている建設業の種類 | -     |

## 2 処分に関する事項

|  |             |         |       |
|--|-------------|---------|-------|
| 処分年月日  | 令和8年5月27日   | 処分を行った者 | 広島県知事 |
| 根拠法令   | 建設業法第28条第3項 |         |       |
| 処分の内容<br>建設業法第28条第3項に基づく営業停止<br><br>1 停止を命じる営業の範囲<br>建設業の営業の全部<br><br>2 営業の停止を命じる期間<br>令和8年6月1日から令和8年6月3日までの3日間                                  |             |         |       |
| 処分の原因となった事実  | 無許可営業       |         |       |
| 株式会社夢工房は、同一の場所での一連の解体工事について、建設業許可を得ていないにもかかわらず、合理的な理由がないなかで500万円以上の工事契約を分割し、工事を請け負い、建設業法第3条第1項の規定に違反した。このことは、建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）に該当すると認められる。 |             |         |       |
| その他参考となる事項   |             |         |       |